

優生学と教育の接近

小 川 崇

A point of contact between eugenics and education

Takashi OGAWA

はじめに

19世紀後半に、フランシス・ゴルトンが、いどこであるチャールズ・ダーウィンの著書『種の起源』に影響を受けて、優生学 Eugenics を造語し、定義して以来、その主張は世界各地に広がり、様々な展開を遂げたが、この意味からは、優生学は19世紀から20世紀にかけての「最新科学」であったといえる。優生学は、論者によって様々な定義されるが、そこから共通するものを抜き出せば、①人間の遺伝的形質に着目すること、②その形質に対して「優良」または「劣等」の区分けをすること、③この前提に立って、「優良」者の増大と「劣等」者の減少ないし淘汰を目指す、ということになる。その際、「劣等」とされるのは、ある特定の身体的・精神的特徴を持つ者や集団であり、この「劣等」者の減少ないし淘汰を促進することによって、人類、民族・人種、国家等の集団全体の「質」の向上を図ることを「消極的優生学 negative eugenics」と呼び、逆に「優良」者の増大を図ることによって「質」の向上を図るものを「積極的優生学 positive eugenics」と呼ぶことがあり、歴史的には、前者すなわち消極的優生学を基本とした政策が、各国で展開されてきた経緯がある。

昨今のヒトゲノム解読の進展により、優生学への関心は再び「形」を変えて高まっているといえるが、優生学と教育を結びつけた先行研究には、例えば桑原真木子「優生学と教育」¹⁾を挙げることができる。桑原は、優生学者と教育学者（教育科学研究会）の互いへの言及を分析することで、「弱者排除」「弱者救済」という一見敵対的な両者が、現存する人間の潜在性を開花させるという点を媒介として両者が結びつく可能性を指摘した。「よりよい人間」を求めるという意味で、両者は接点を持ちうる。しかし、筆者は、「優良／劣等」ということを分かť際に、どのような力が働いているのか、ということ考察する必要がある考える。なぜならば、「優良」や「劣等」とは相対的なものでしかなく、その意味では、何が「劣等」であるのかということを示すことによって、そうではないものとしての「優良」が意義を持つのであって、そこでは「優良（あるいは劣等）」とは何かということと同時に、そこにどのような境界線が引かれることによってそのような区別が可能になったのかということが問題になると考えるからである。

また、戦前期日本の優生学のように、国家政策と強い関わりをもって展開されたものを分析の対象とする場合、優生学は国家政策とどのような関わりがあったのかという視点が必要であるとも考える。この国家政策との関わりで、戦前期日本における優生思想について分析したも

のに、高木雅史の一連の研究がある²⁾。そのうち「戦前期日本における優生思想の展開と能力観・教育観」において高木は「産児制限」「人口政策」を分析しながら、戦時下において優生学的な教育論が語られるに至ることに触れ、対外膨張政策と自民族至上主義の結合によって、「優生思想はファシズム・イデオロギーの重要な一要素として、機能することになった」³⁾としている。国家が重大な政策を遂行するということは、様々な意味で、「国民」のあり方に大きな影響を与える。この観点に立てば、優生思想がファシズムの一部を構成しながら国家政策の重要な位置を占めるに至って、その影響を受ける「国民」にどのような影響を与えたのか、少なくとも、国家の政策として「国民」をどのように把握しようとしたのか、あるいはそのような政策と関わって優生学を信奉する者たちの主張や実践が「国民」のあり方に与えた影響を問う必要があると考える。ここで筆者が意図しているのは、戦前期の日本における優生学の展開を「国民化」のプロセスに位置づけることである。筆者は以前に、「国民化」を「ある種の態度や感覚の共有によって形成される「国民」という共同体に帰属しているという観念を内面化していくこと、またその「国民」の形成に能動、受動を問わずに関与していくプロセス」⁴⁾としたが、このようなある種の観念の内面化を規律とする「国民化」が進行するためには、どこまでの範囲の人々を「国民」という単位として設定するかが先立っている必要がある。その点に関して、杉田敦は次のように述べている。

こうした空間的な囲い込み（国境線の確定：引用者）に伴い、もう一つの囲い込みもまた進行した。人間の群れの囲い込みである。特定の人々を国民（ネーション）として囲い込み、それらの人々の運命に特別の関心を寄せることが一般的になった。境界線の内部の群れが大きくなり、より健康になり、より豊かになることが国益（ナショナル・インタレスト）とされる。そして、国家は国益の守護者としてふるまうというのが、国家理性の観念である。国家理性は、普遍主義的な配慮につながるものではない。むしろそれは、境界線内部からさまざまな問題やリスクを外部に排出することによって、内部の最適化を図るものである⁵⁾。

杉田は、ミシェル・フーコーの権力論を参照しながら、「群れ」としての「国民に食べさせる」ことを主要命題とした「群れを管理する動物飼育術」（＝国家理性論）と、主権論や社会契約論といったいわば法的政治理論の両系統の言説が、「相互に支え合ったり対立したりしながら」、国民国家が形成されたと述べる⁶⁾が、この「群れ」の管理という点に注目すれば、「群れ」としての「国民」という単位が囲い込まれることで境界線が設定され⁷⁾、この「国民」という単位を一定程度同質化し、安定化させるために「国民化」が要請されるということになる。そうであるとすれば、「国民」であるかそうでないかという境界線、さらには「国民」内部に存在するであろう境界線は、「国民化」のプロセスにおいて重大な関心事とならざるをえない。優生学の展開を「国民化」のプロセスに位置づけるという筆者の問題意識からすれば、優生学の展開により、「国民」という枠組みの中に存在する境界線（多様性）が引き直され、また優生学と教育が接近し、出会うことで、「国民化」が進展したのではないか、ということである。

ある。このプロセスの一端を示す作業として、本論では、まず、日本民族衛生学会（1930年設立、1935年に民族衛生協会に改組。以下、民族衛生学会）における優生学の主張を概観し、その実践の一端を見る。次に、20世紀初頭に日本に導入された知能検査（ビネー・シモン法）が、「特殊教育」、社会調査へと導入される過程を概観し、知能検査が判定・選別の過程に与えた影響について考察する。さらに、これらの流れが教育界にどのように受容されたのかを考察する材料として『岩波講座 教育科学』を取り上げ、検討する。

1. 『民族衛生』にみる優生学

(1) 「民族衛生の使命」

ここでは民族衛生学会の理事長であり、機関誌『民族衛生』主幹でもある永井潜（1876－1957、東京帝国大学医学部教授）の主張をもとに同学会の描く優生学とその実践について見ていく。同学会は、早くから「断種法」に関心を持ち、独自の「断種法案」の作成⁸⁾を通じて、後に成立する国民優生法（1940年）を頂点とした戦前期の優生政策に大きな影響を与えており、戦前の優生学・優生政策を考える上で重要な団体といえる。

民族優生学会の発会式および記念講演会は、1930（昭和5）年11月30日に日比谷公園市政講堂で行われている。記録によれば、参会者800名以上を集め、来賓として内務大臣安達謙蔵、文部大臣田中隆三が祝辞を述べている。安達内相が「民族衛生に関する諸般の調査検討を行ひ、日本民族の現在及将来に対し其の体位の向上素質の改善に関し適切なる指導を為さんとするは国民保健の現況並方今の世態に鑑み真に及時の好企画たるを信ず」として、「体位」や「保健」に触れたのに対して、田中文相は「夫れ国家の興隆福祉は国民の身心の健否を以て基本となす。然らば即ち其健否を支配し左右するものは何ぞや。一は自然環境の及ぼす物質的影響にして、二は社会組織が致す所の文化的要約なり。而かも是等優境的関係と相俟ちて一日も忽せにすべからざるものは人間其の者の本質的向上改善を目的とせる優生的関係となす」として、「優境」と「優生」の双方に触れているのは、対照的といえよう⁹⁾。また、当日は急病のため欠席したが、浜口雄幸首相も祝辞を述べる予定であったとされていることから、国家の同学会および優生学に対する関心は高かったといえる。

「趣意書」によれば、「今や新マルサス主義サンガー主義は世界を風靡し、諸文明国民族の生物学的勢力を絶えず蝕みつゝあります」として、1922（大正11）年のマーガレット・サンガー来日以来高まりつつあった「産児調節論」を牽制しつつ、「固より正しい産児調節その事自体は決して悪くはありません。併しながら若し其指導に於て誤つたならば、其趨くところ真に寒心の外ありません」として、「民族衛生学」¹⁰⁾的観点からの産児調節の重要性を主張する。そして学会の仕事として「日本人体質遺伝の根本的調査（生物測定学的方面）」を挙げ、「関係ある学会各方面の業績の紹介、参考資料としての人口統計、社会統計」を掲載し、「優生運動の概況及日本人体質に関する諸種研究調査が、一目瞭然と分かる」機関誌を目指す、としている¹¹⁾。同時に、「教育家、乃至社会事業家」「人口問題・栄養問題に携はる者」「殖民政策家や拓務事業家」に民族衛生学の重要性を訴えていることから¹²⁾、後述する機関誌『民族衛生』はこれらの専門職や官吏、知識人を対象として民族衛生学に関わる「知識の普及」「研究発表」を目

的とした雑誌であったといえる。

『民族衛生』は、学会創立翌年に創刊されるが、その「巻頭言」では、「吾等の求むるものは、至純至高の生命であり、吾等の擁護せんとする方法は、最も徹底的である。人生のあらゆるものゝ源泉たる生命、そしてその生命の根本を浄化し培養せんとするのが、吾が日本民族衛生学会の使命である」とされる¹³⁾。抽象的な表現ではあるが、その意図は、「生命の根本」である遺伝的形質のうち、「劣等」な形質を排除し浄めることで、「至純至高の生命」である「優等」な形質保持者の増殖を図るということであろう。

このような「使命」を掲げる背後には、永井の以下のような認識があった。「人間は、如何にも頼りない赤ん坊の状態で生まれ来て、後天的に彼れの不斷の努力によつて、文化を授受し、遂に萬群に卓越して、生物の王座に上るのである。……而して此の進化を促進援助するもの、是れ即ち広義に於ける教育である。人間はその為に、言語を有ち、文字を造つて、有機的・生理的遺伝によつて授受することの出来ない文化を、社会的・精神的遺伝によつて授受する。そして世々代々、その文化を擁護し、豊富にして、歩一歩、向上進化していくのである。斯くて人間に於ける進化発達の道程が長ければ長いだけ、愈々広義に於ける教育即ち後天的環境の影響に重きを置いて、先天的素質の大切なことを閑却する様になる」¹⁴⁾。人間が歴史的に築きあげてきた「文化」を「広義に於ける教育」によって獲得させることに主眼が置かれ、人間の持つ「先天的素質」が軽んじられていることに対する危機感の表明である。すでに1885年にワイズマンによって獲得形質の遺伝は否定されているが、そのことを踏まえた上で、永井は遺伝と教育・環境の関係について次のように述べる。

「這般の事実を考察する時、吾等は、一般環境の生活体に及ぼす影響に就いて、正当なる判定を下すことが出来る。即ち環境の力によつて、遺伝因子の本性を変化させ様としても、夫れは到底不可能のことであつて、環境の力によつては、遺伝因子が如何なる現象型に迄発露するかが決定されるに過ぎないのである。而かもそのことすらも、本来遺伝因子に内在せる性質によるに因るものであつて、環境の力によつて新成されるのではない。『玉磨かざれば光なし』と云ふ諺があるが、要するに環境の力は磨くことである。磨くことによつて玉は、玉の表はし得る範囲に於て、その美しさを増し、瓦は、瓦としての光沢を添へることが出来る。併しながら、如何に磨けばとて瓦は所詮瓦であつて、到底玉にはなり得ない。個体の生存の上に環境の必要な理由も、種性の改善の上に環境の無力な所以も、之れによつて甚だ明瞭である。どうしても内的遺伝が第一義であり、外的遺伝は第二義でなければならない」¹⁵⁾。

人間は、歴史的に形成してきた「文化」を「教育」によって獲得していくが、しかしそのことが「遺伝因子」に影響を与えるわけではない。あくまでも「素質」として現象するのは、その人間が生まれ持っている「遺伝因子」の範囲内のことであり、その「現象」を促進するのが「教育」や「環境の力」なのである。「玉」は「玉」なりに、「瓦」は「瓦」なりに「磨く」ことによつて、その本来持っている「素質」を最大限に現すことが可能になるのである。このよ

うな意味からは、いかに「内的遺伝が第一」であろうと、環境や教育といった後天的な影響力を無視できるものではなかったのである。

(2) 「人口問題」と「優生結婚相談所」の設立

ところで、永井は民族衛生学会設立に先立つ1927年に政府機関に参加している。内閣に設置された人口食糧問題調査会である。高澤淳夫によれば、戦前日本の人口に対する問題認識、すなわち「人口問題」は、「人口増加論」と「人口過剰論」が併存していたが、「大正中期から昭和初期にかけては、食糧問題・失業問題をてこに『人口過剰論』がはっきりと優勢になり、民間では産児調節運動が活発化し、政府部内では『人口統制』が意識されるようになった」¹⁶⁾という。

この「人口過剰論」に添った国家的対応が人口食糧問題調査会¹⁷⁾である。永井はこの人口部会委員として、「人口統制ニ関スル諸方策」¹⁸⁾（1929年12月19日、第4回総会で可決）の審議過程に加わっている。この答申審議の端緒は、1928（昭和3）年7月13日に行われた第15回人口部特別委員会であった。そこでは内務省外局の社会局から「優生運動産児制限問題」についての「詳細ナル説明」¹⁹⁾があり、これを審議するための小委員として、福田徳三、永井亨、永井潜が指名された。以後、この3人の小委員を中心に、4回にわたる審議がもたれるが、永井は第2回目の小委員会（1928年12月7日）において「優生問題ニ対スル答申案」私案を提出し、「人口問題ハ、単ニ数ノ問題タルノミナラズ、又実ニ質ノ問題タラザルベカラズ。……優生学ハ、人口問題ト最モ密接ナル関連ヲ有ス」という認識のもとに、「基礎的調査（民族衛生ニ関スル調査宣伝機関ノ設立）、実行的施設（結婚及ビ産児相談所ノ設置、母性保護及児童保護ニ関スル施設、法規ノ制定（結婚ニ関シテ健康証明書ヲ必要トスル法規ノ制定、合理的避妊、乃至妊娠中絶、乃至絶種の手術ヲ必要ニ応ジテ認容スル法規ノ制定、不合理ナル避妊法（不良ナル産児相談所。器具、薬品ノ広告及ビ販売等）ヲ取締ル法規ノ制定）」を提言している²⁰⁾。ここで注目されるのは、「合理的避妊……絶種的手術」を「容認」しつつも、「不合理ナル避妊法」を「取締ル」とし、「産児制限」に積極的に介入していこうという点である。なお、この第2回小委員会の記録によれば、「本答申ガ……一度社会ニ公表セラルルトキハ、本調査会ガ従前決議シタル幾多ノ答申ニ比シ、其ノ反響頗ル強大ナルベキニ付、之ガ決定ニ付テハ熟ト其ノ影響スル所ヲ考慮スルノ要アルベク……」とされ、世論に対する配慮を講じている様子がうかがわれる²¹⁾。

この調査会において永井が避妊を「合理的」と「不合理」に分けて対処してたことを「人口問題」に引きつけて考えれば、それはとりもなおさず、人口の「質」と「量」の問題を念頭においていたことを意味する。この人口の「質」と「量」の問題に対する優生学的実践の国家レベルでの対応が人口政策であるとすれば、個人レベルでの対応が結婚を通じた生殖のコントロールといえよう。

すでに見てきたように、永井の提示した優生学は、あくまで内的遺伝が第一であって、それは後天的な影響力によっては遺伝因子に変化をもたらすことは不可能である（獲得形質遺伝の否定）からであった。この外からの影響力に対して強固な「遺伝因子」を「改善」するために

は、「優等」者同士をかけあわせた生殖を通じて、世代を越えた「改善」が重要な課題となるが、その意味からは、優生学の関心は結婚・出産へと向かわざるをえない。結婚をコントロールすることによる、将来生まれて来るであろう人間の「改善」である。「して見ると、人間の改善も亦、同様に遺伝の理法を応用することによつて、始めて確實なる成功を期すべきである。実際人間に於ても亦、動植物に於けると同様な遺伝の法則が宛はまることは、たとひ人間に於ける遺伝の研究には、種々なる困難が伴つて居て、将来の研究に待たなければならないものが多々あるにもせよ、今日已に認定せられた事実である」²²⁾。ここで示唆されているのは、動植物で行われている品種改良を人間にも適用すべきである、ということであり、「優等」な者同士を結婚させ、その「生産率」の増加を図り、「劣等」者の結婚による「質」の悪化を防止する方策としての「優生結婚」の重要性である。

このことを実践に移すために、同学会は1933年6月20日に「日本民族衛生学会附属優生結婚相談所」(以下、「相談所」)を開設する。この「相談所」は、東京日本橋の白木屋百貨店中二階に居を構え、日曜祭日を除く午後1時半から4時半の間、相談を受けつけ、文書による相談にも応じていた。また、その設立趣旨は、「自分達の幸不幸は勿論のこと、子孫の爲めにも、一家一国の爲めにも、結婚は最も慎重に取扱はねば」ならず、そのためには「一面には当該家系の遺伝を考へ、且つ一面には結婚当事者の心身の有様を調べて判断を下すのが、何よりも必要である」が、そのための「調査指導機関」は未だ設けられておらず、「そこで吾が日本民族衛生学会では、今回奮ひ立つて、茲にこの大切な仕事に携はることになつたのである」²³⁾というものであった。

相談料は1件あたり3円(文書による場合は1円)であった。この相談料に関して、藤野豊は「内閣統計局の家計調査報告によれば一九三三年九月～一九三四年八月の労働者所帯の一月の平均収入は八六円五九銭であったこと、そして相談所を白木屋百貨店内に設けたことを考えると、優生結婚相談所に来る相談者は経済的理由からの産児調節とは無縁な階層であったと考えられる」²⁴⁾と述べているが、もしそうであるならば、この「相談所」の果たした役割は、経済的に裕福な階層に対する「優生結婚」に関する知識の普及に加えて、それらの階層に対する実質的なスクリーニングであったということになる。この点に関して「相談所」設立の約2ヶ月後に経過報告がなされている。来所者は「所謂結婚適齢期にある青年、処女が最も多数であつて……中には結婚適否の判定書の発行を請求し……因習的常識的な配偶選択を翻へさせる科学的根拠とされるやうに推定さるゝものが少なくありません。是等の事實は現在当所では中産階級の相談者が多く教育程度も中学校以上の人達が多数であることに関連があるように見えます」²⁵⁾。このことから、相談者の属する階層については、藤野の推測はほぼ当を得ているといえるが、相談の中には「産児調節」に関するものもあつたらしく、「最も閉口するのは当所の事業を誤解せる結婚媒介の依頼や避妊、妊娠中絶等の相談が案外少くない事で之等には優生学に関連なき限りふれないことにしてある」²⁶⁾と述べている。さらに、「相談所」開設1年後の経過報告を見ると、非常に簡潔ではあるものの126名の「相談事項諸例」を掲載しており、相談内容やそれに対する回答の要旨など、一定の傾向を推し量ることが出来る²⁷⁾。この126例の内、結婚の「可否」に着いて尋ねたもの、同じく「可否」について回答したと思われるもの

は56件²⁸⁾、更にその内で結婚は「否」(「不適」や「成可く避くべき」等)と回答したものが17件であり、その回答理由は「血族家婚」や「神経質」「癲癇」「結核」「中風」「低能」「大酒家」等の「家系」や「素質」を有するというものであった。また、この内1件は、相談者本人(「女、廿五歳、〇〇県女子校卒」)が「断種希望」の者があり、「相談要旨 血族結婚と遺伝病に就いての相談」「家族歴、総員廿一人、癲癇二人、中風一人、脊髄変曲一名、畸形児一人、結核一人、骨膜炎二人、白症一人、二重血族結婚を今日迄繰返した。」「回答要旨 畸形は優性遺伝、尚ほ血族結婚のためよくない、そのため本人の希望通り断種をなして結婚する事が優生学上至当である。」というものであった²⁹⁾。そして、これらの検討を経た後に「断種法制定の急務を認むる」「あらゆる社会階級を通じて優生学に対して非常なる理解のある事を認むるのである」「全国的に優生結婚相談所設置の必要を痛感す」という「考察」が引き出されるのである³⁰⁾。

2. 知能検査と社会調査の対象としての「精神薄弱児」

前節で見たとおり、永井潜の優生学に占める教育の位置は、「素質を磨く」という点にあった。また同時に、そこには優生学的知識を社会に広く周知させるという意味合いも含まれていたであろう。しかし、ここでは、優生学と教育との関わりとして、判定・選別という側面に注目したい。なぜなら、前述の通り、優生学を実践に移そうとすれば、そこには必ず「優/劣」を判定し、それを選別するための指標を設ける必要があるからである。この指標として何をもって来るか、という観点から見た時、すでに見てきた「相談所」を例にすれば、「神経質」「癲癇」等々の症状や診察・家系調査の結果を指標として、結婚や子孫を残すことの「可否」の選別を行っていたといえる。

この指標という点を教育に引きつければ、知能検査を挙げることができる。知能検査は、1905年、フランスでビネー・シモン法が開発され、アメリカではゴダードによって翻訳が行われ、またターマンはアメリカ人向けの改訂版(スタンフォード・ビネー知能検査)を作成し、そこに知能指数 IQ の尺度を導入した。日本には、1908年に三宅紘一・池田隆徳が初めて紹介し、その後「鈴木ビネー式」や「田中ビネー式」が開発されていく³¹⁾。

この知能検査の優生学的な重要性を主張した人物として、市川源三を挙げることができる³²⁾。市川は、当時、東京府立第一高等女学校の校長を務めており、民族衛生学会の理事にも名を連ねている。市川は「優生学上から見て、その増殖は望ましくないとされる人々即ち悪質の遺伝を有する人々とは一体どんな人々を指すのであらう、又そんな人々が全人口中幾割位を占めてゐるものであらう」と問うた後で、「低能者」「精神病者」「癲癇病者」「聾啞、生来盲を始め種々の不具者」「酒精中毒、鉛中毒、慢性梅毒患者等」を「劣等」者として挙げた上で³³⁾、「精神低劣者の原因は主に遺伝から来るものであつて、低劣な両親から(若くは片親から)低劣な子供が生まれるのである。又両親若くは片親が人種毒(酒毒・鉛毒・及性病等)に犯され、それが遺伝することもある。低劣の原因が既に先験的であるから、教育や境遇の力も如何ともする能はざるもので、身分の高い親はどうにかして我が愛児に高い教育を授けたいと冀ふであらうが、それは到底不可能のことであつて、あきらめねばならない」³⁴⁾とする。ここで、教育者である市

川が優生学的観点から教育に期待するのが、「其の能力相当に教育し、能力相当な職業を選んでこれに従事させれば、幸福にその生涯を送ることも出来、社会に不安を与えないですむのである」³⁵⁾という社会防衛的な意義と「素質の選定」³⁶⁾であり、ターマンの理論を援用して、知能検査を実施し、得られた知能指数をもとに「素質」を選別していこうというのである。この知能検査によって行われる選別の過程は、先の「相談所」による選別が、身体に現れた症状・特徴や家系調査によって明らかになった家族に現れた身体的特徴という直接観察可能なものを対象としていたことと比較すると、人間の内面（＝「素質」）をその対象にすることを可能にしたといえる³⁷⁾。

知能検査による「素質」の可視化は、少なくとも次のことを意味する。被験者を「科学的正確さ」をもって判定し、細分化することで、その検査結果の基づいて、その知能に対応した処遇を可能にするということである。この過程は、教育行政において必然的に要請されるものであった。すなわち、視覚や聴覚などの感覚障害に対しては一応の整備が進みつつあったが（1923年「盲学校及聾唖学校令」公布）、これに比して「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」等を対象とした「特殊教育」の整備は立ち後れていたからである。1919（大正8）年の文部省官制改正において、「盲唖教育及特殊教育ニ関スルコト」は普通学務局第四課（社会教育課）の所管とされたが、そこで行われた『特殊児童保護教育に関する調査』（以下、『調査』）で「低能児劣等児並に性格異常児、病弱児等の保護教養に至りては、殆ど手を下されて居ないと称してもよいのである」とするほどであった³⁸⁾。この『調査』は、「貧窮児童の保護」「精神薄弱児の保護教育」「盲唖児の保護教育」「性格異常児童の保護」の4章で構成された31頁の小冊子であるが、その問題意識は「特殊児童の保護教育は国家教育上の重大なる問題である」というものであった。すなわち、「この方面は実に我が国民教育に対する最も力を致すべき、社会政策的施設であると謂はねばならぬ。……惟ふに現今幾多の社会問題はあるが、その問題を事前に予防することは、それが発生した後に於て、解決の為に努力するよりもその効が多なるものがある。本書に収むる所の貧窮児、精神薄弱児、性格異常児等の保護教養を、その幼少年の間に加ふことは、各種の社会問題、各種の犯罪等を事前に予防するのみならず、積極的に社会の進運福祉に貢献することが如何に多大であらうか」³⁹⁾として、「特殊教育」こそが犯罪や貧困といった「社会問題」の「予防」を可能にするという社会防衛的発想を表現したものであった。この『調査』は、国内外の関連調査を紹介し、それに対して考察をくわえるという体裁を取っているが、「精神薄弱児の保護教育」の項を見ると、アメリカ合衆国における「ゴッダード」が行った「心理的調査に拠つた」調査を紹介し、そこで得られた全被験児童に占める「精神薄弱児」の割合「三パーセント」と、東京市本郷区でおこなわれた調査⁴⁰⁾が示す数字「二・四パーセント」の類似性を強調していることから、知能検査に期待し、その示す結果によって「精神薄弱児」を「科学的正確さ」をもって処遇しようとする意志を持っていたと考えていいだろう。いくつかの調査を検討した結果得られた提言は、「精神薄弱児の保護教育を完成するより外に、その道はない」⁴¹⁾が、まずは「大都市」において「特別学級の編成」を行い、次いで「かゝる児童の教育を担当すべき教員を養成」し、さらに当該児童の「其の能力に従ひ職業教育を授け其の自活力を養成し、且つ其の社会に及ぼす悪影響を未然に防止しなければならぬ」というも

のであり、さらにその上で、「特殊児童」の「査定方法」を確立する必要性を訴えているのであった⁴²⁾。

この『調査』と同じ年を開始期として長期にわたり「精神薄弱児」を「『ビネー・シモン・スタンフォード』改訂法をもととし、此を我が国児童に適するように工夫致したもの」を用いて行った調査に、『東京府（代用）児童研究所報告』を挙げることができる。この調査は、府が滝乃川学園に委嘱してたもので、満4歳から満18歳を対象に検査総数4328人に対して、1921（大正10）年から1932（昭和7）年にかけて行われた。この調査で注目されるのは、「精神薄弱児は、その身体の上での普通児と著しく相違するばかりでなく、精神の上に於ても全くその質を異にし不可思議な機能を有するものであると信じられて」いることを「迷信」として退け、知能指数という指標を用いることで「精神薄弱児は何等普通児と質的に異なる者でなく、たゞ量的に（程度の上で）異なる者である」ことを明言している点である⁴³⁾。ここに見られるのは、身体的な特徴から目に見えない内面へという検査の方向性と、「科学的」な方法によって得られた知見をもとに人間の判定を行い、いかに処遇すべきかということが決定づけられるということである。このことにはふたつの「効用」があるように思われる。ひとつは、個々の「特殊児童」を仔細に観察し、検査することで、個々人に対して出来るだけ適した処遇や環境の提供を促すことである。この調査で「幸福にすると、その児童に最も適した無理のない、喜んで生きていける道に、児童を導いてやることであります」⁴⁴⁾と述べられている方向性である。もうひとつは、「科学的」方法によって得られた判定結果が、その「科学性」ゆえに固定化され、社会防衛の対象となりうることである。「迷信から科学へ」「外観から内面へ」という「特殊児童」観の変化に一定の合理性を見出しようとすれば、その「科学性」自体は批判の対象とはなりえないからである。

3. 優生学・知能検査の教育界への受容——『岩波講座 教育科学』を中心に——

前節まででみてきたように、優生学を単なる理論としてではなく実践に移そうとする場合、そこには「優／劣」を判定するための指標が必要とされるのであり、その指標としての位置に知能検査が導入されることによって、「精神薄弱児」に対する処遇のあり方は、「迷信から科学へ」「外観から内面へ」という方向性を持ちうることとなった。本節では、『岩波講座 教育科学』（以下、『教育科学』）掲載の論文をみることで、このような流れが、教育界においてどのように受容されたのかということを検討する。

『教育科学』は、城戸幡太郎、阿部重孝らを中心に1931年から1933年にかけて全20冊が刊行されており、後の教育科学研究会発足の元となるものであった。同講座は、自らの「任務」として、「一、新しき文化建設への科学的基礎を与へ、二、単なる教育学説の独断的体系に墮せず、現代教育制度の正しき認識による教育方法の批判的發展を望み、三、特殊なる立場の偏見に捉はれず、自由なる見地から現代教育思潮の全般を正当に理解し得ること」を掲げていた⁴⁵⁾。このような主旨から、同講座は「教育についての観念的思弁的な研究に対して、教育の科学的実証的研究をめざして編集作業かが開始されたもの」⁴⁶⁾であり、当時の「科学的実証的教育研究」の集大成といえるだろう。

まず、『教育科学』において優生学がどのように論じられていたのかであるが、千葉県高等園芸学校講師等を経て、当時、台湾総督府視学官であった阿部文夫が「優生運動」（第9冊）「遺伝及優生学」（第10冊）の二編の論文を執筆している。『教育科学』に執筆している論者の思想性は多様であるので、阿部の優生学に関する議論が、すべての執筆者を納得させるものであるかどうかは定かではない。しかし、講座の企画段階（あるいは編集段階）において優生学を独立の項目として採用したという事実は、『教育科学』として優生学に一定の重要性を見出していたということを意味するといえよう。

「優生運動」の主旨は、アメリカ合衆国やブラジルなどの諸外国における「優生運動」の紹介を通して、日本国内に優生学に関する知識の普及を訴えることであった。

「優生学者たちは我々個体の発達には遺伝は重要なを強調して、生まれながらの性質に代るべき何ものもない、もしもともと個体に発生する細胞に具備して居ない個々の性質をば如何に発達せしめようと力んでも結局無駄であると主張する。故にもし種族の改善を図らんとするならばどの個体に子供を生ますべきかをまづ決定しなければならない、苟も個人個人の感情に訴へることなく只管生物学を基礎とする合理的淘汰でなければならない。無定見無責任の民衆が気儘勝手のことをやつては由々しき大事である、斯様な理由で優生学者は優秀者の生産を増すと同時に劣等者の数を減ずること、精神身体の一定の標準以下の出産を全然禁止するといふプログラムを作り上げた」⁴⁷⁾。

これは、アメリカの「優生運動」について述べた部分であるが、阿部がここで述べようとしている主旨は、獲得形質は遺伝しない（人間の「優／劣」の形成には、環境要因よりも圧倒的に遺伝要因の方が影響力がある）のだから、「種族の改善」を図るためには、「優良」な子どもの増加と「劣等」な子どもの減少が必須であり、そのためには誰が子どもを生むべきで、誰が子どもを生むべきではないか、ということを優生学者が先頭に立って管理統制すべき、ということである。ここで阿部のいう「プログラム」とは、アメリカにおける婚姻制限法、断種法、移民制限法等を念頭においてのことであろう。このようなアメリカなどの諸外国の状況と比較して、「未だ確固なる基礎を有する優生学の団体」⁴⁸⁾も存在しない状態であった日本に民族衛生学会が設立され、阿部自身も理事に名を連ねていた⁴⁹⁾。その阿部にとっての現状認識とは以下のようなものであった。

「今日の日本の情勢は此の儘で推移して勢に任して更に人為を加ふることがなければ、換言すれば現在のように逆淘汰の行はれる状態を続けて行くと国家国民の将来は洵に恐るべきものである。今日の国民は須く遺伝の理法を正当に理解して、之を自分に適用し以て次代国民の爲めに進んで犠牲となる覚悟を新にし、同時に従来の政策法律に改善を加ふべきものあらばどしどし之を実行して躊躇せず、以て将来の堅固なる基礎の再建を企図すべきではないか。自然の理法を枉げて人為を以て之を左右せんとすることは所謂天の道に背くのではなからうか」⁵⁰⁾。

阿部にこのような危機感を抱かせるのはどのような存在なのか。「遺伝及優生学」において

「劣悪なる系統」として列挙されるのは、「貧民」「低能者」「犯罪者」「酒癖」「失業者」や、先天性の疾病を含む「他の異常なる系統」である⁵¹⁾。少なくとも現在では、これらの「系統」が遺伝するものである、と言い切ることは受け入れがたいが、ここで重視されるのが、外界あるいは社会への「適応」ということである。つまり、「吾々が通常標徴とか性質、形質と云つて居るのは其の個体が外界に対する反応の表現に過ぎない……標徴其のものが遺伝するのではなく外界要素に対する一定特殊の反応の仕方と、その個体の生育する外界条件とによつて規定せられるのである」⁵²⁾。遺伝をこのように解すれば、ほとんどの性質や形質は、遺伝によって説明することが可能となる。しかし、植物のように自家受精によってその個体が遺伝的に持つ性質を実験的に確認できない人間においては、表現型として現れている性質が、どのような遺伝子の組み合わせによって現れているのかということを確認することができない。そこで注目されるのが、個々の持つ性質を検査することと同時に、その祖先を系統的に調査することである。「低能といふ語は極めて漠然として正常との区別が判明せず、動もすれば知能年齢の遅いものを其の中に含めて居る場合もある。之を判定する最良の方法は啻に児童其のものの知能を検するだけではなく、其の祖先をも検討することである」⁵³⁾。ただ、ここで阿部も吐露しているように、何をもって「優／劣」の判断を下すのかという点は、曖昧にされたままであり、論文中でそのことに触れているのは、ゴルトンを引きながら「人間の改良の第一歩は配偶者の選択にあること云ふ迄もない。優生学は此の種の改良を云ふのである。……（ゴルトン：引用者）氏によれば改良とは道德的の善といふ意味ではなく、病気よりも健康の方が良、弱いよりも強い方が良、環境によく適応する方がよく適応しない方より良」⁵⁴⁾という部分のみであった。

本論の問題関心は、これらの「劣悪なる系統」を「優良なる系統」と区別する指標をどこに設け、どのような手続きでそれらの区別を判断するのか、という点にあるが、これを実践するには、検査や調査、診断といった方法を用いることになる。『教育科学』には、「個性調査」（岡部彌太郎、第1冊）「教育測定学」（岡部、第20冊）「適性検査」（淡路圓治郎、第5冊）「教育診断法」（大伴茂、第5冊）「精神診断学」（波多野完治、第20冊）などの論考が掲載されているが、ここではまず岡部彌太郎「教育測定学」を見てみたい。

岡部（立教大学教授）によれば、教育測定学とは、「実験教育若しくは教育の経験的研究の中に属すべきもので、教育の結果およびその結果を齎す諸因子の測定に重点がおかれ、かゝる測定結果相互間に存する数量的関係の規則性を求めるもの」⁵⁵⁾である。その際、「測定とは一定の大きさを有する単位を置いて物の分量を数へることである。自然科学に於ては測定は非常に重要な事項であつて、これが知識の正確限密を持ち来すに役立った」⁵⁶⁾として、科学性を強調しているのは、「教育測定学」という学問上の理由と、さらには『教育科学』の主旨からしても当然のことであった。この後、岡部は心理学の学説史をビネーからターマンに至るスタンフォード知能検査への推移を含めて「教育測定学」の「発達」史として論じた上で、「教育測定学」によって測定すべきものを示す。それは、「教育の見地から意味のあるもの」であり、「教育の結果としての能力や性質はこの意味から先づ正当に検査されるべきものとして挙げられるが、かゝる結果を規定し来る諸因子も亦挙げられるべきである」とする⁵⁷⁾。その具体的な項目として挙げられるのが、「知能」「修身或は道德」「国語」「算術」「其他」（国史、地理、理科、図画、

手工、唱歌、体操、裁縫、外国語等）であった⁵⁸⁾。

その例題を見ると（注58参照）、岡部の構想した「教育測定学」とは、知能検査とある種の学力検査（道德に関しても、特定の徳目の「正確な意味」をどれだけ覚えているかという観点からは、知識量を問う「学力」といえる）の混淆物であったといえるだろう。

また、当時法政大学講師であった波多野完治は「精神診断学」を著しているが、そこでは「精神が自己の現在について、考へうる限りでの最高の明証性を有する事は、精神の最も基本的な事実」とした上で、「然し問題を他人の精神領域にうつして見ると、様相は全く異なつて来る」とする⁵⁹⁾。つまり、自己の精神が存在し、またその精神が何らかの働きをしていることは明らかであるが、「他者の精神をむき出しのままで見る事が出来ない」が、それゆえに、「他人の肉体的表現（行動一言語をも含めて）を観察し、それから他人の精神的事実を推定しなければならない」。この際に診断が「必須的操作」であるとするのである⁶⁰⁾。このように「精神診断学」の方法論的基礎を示した上で、「素質診断」に多くのスペースを割いている。

「素質と精神現象とは原因（又は原因の一側面）と結果といふ関係から見らるべきものであるが、この原因（素質）は我々によつて直接に知り得る事が出来ない、という特殊の性質を持つて居る。素質はその結果である精神又は行動的あらはれから、我々が推定して想像するにすぎないもので、直接に見る事もさへる事も出来ないのである」。

「テストによつて得られた結果はいつも素質と現実の力系的環境との合成結果であり、従つてそれは素質を裸の状態で指示するものでなく、そこには必ず素質以外の要因が混入して来て居る」⁶¹⁾。

以下、波多野はゲシュタルト心理学の立場から、「恒常性」「統計」「類型」の観点で、従来の構成主義・要素主義的な心理学批判を試みる。「統計」についてのみ挙げれば、「多数の結果を加へたり掛けたりして、その結果をまた割つたり二乗したり、ロガリズムを適用したりして、ここに素質の推定が完結する。……従来の素質研究（統計的研究）は砂上に精緻な設計を試みたり、幻影に望遠鏡を向ける様なもの」⁶²⁾ という具合であった。その帰結として、ビネー式の知能検査を「最も優れた診断法である事は疑ひない」⁶³⁾ と評価しつつも、「三十年前に出来たテストが、度々改訂を経たとは言へ、今だに使用されて居るといふ事は、心理学の進歩に比較して、むしろ心理学者の恥とすべき事であらう。原理的にこのテストは決して新しくも正しくもない。我々は全く新しい原理に即した知能検査を要望すべきである」⁶⁴⁾ として、ゲシュタルト心理学に基づいた新しい診断方法を希求しながら、手厳しい評価を下すのであった。

ここまで岡部と波多野の論考を見てきたが、同じく測定、診断を目指しながら両者の相違は際立っている。第一に、その測定し、診断しようとするもの自体が、「教育測定学」の場合は、「教育の結果およびその結果を齎す諸因子」であるのに対して、「精神診断学」の場合は、現象としての精神あるいはその精神現象と因果関係を有する「素質」である。第二に、その統計的手法を含めた意味でのビネー識知能検査に対する信頼と懐疑を挙げることができる。この相違は、構成主義・要素主義的な心理学を基礎とするか、あるいはゲシュタルト心理学を基礎とす

るかに起因するものであろう。しかし同時に、両者の共通点を見出すこともそれ程難しいことではない。つまり、人間による何らかの出力（波多野の言葉を借りれば「肉体的表現（行動－言語をも含めて）」）を手がかりとして、科学的実証的な方法の積み重ねによって、人間の内面を測定し、診断することができるという「確信」である。あるいは、あらかじめ規範的な前提を用意し、そこから演繹的に事実を説明するのではなく、個々の具体的事実を実証的に検討することを通じて、帰納的に規則性や法則性を見出す科学的な手法に対する信頼と言い換えることができるかもしれない。さらにもう一点共通点を挙げるとすれば、測定や診断の目的の不在、少なくともその目的がそれ程明示的には示されていない点である。測定や診断それ自体が目的である、あるいはそのためのスケールや方法論の精緻化が目的であるということも可能かもしれないが、調査、検査、診断のいずれにせよ、それは次の段階にいたるための手段でもあるだろう。つまり、そこで見出された素質等に即した特別な、望ましい処遇・配慮を可能とする手段としての検査、診断ということである。

この特別な教育的処遇に関わるものとして、青木誠四郎「低能児及び低能児教育」がある。青木は、英国王立委員会による「精神薄弱者（A feeble-minded person）とは、生来的又は心的欠陥のため、正常人と同列にあつて競争する能はず、又自己及び自己の事件を普通に処理し能はざるもの」という定義を引きながら、ビネー式知能検査の考案によって「低能児なる概念が、やゝ科学的なものとして確定するに至つた」とする⁶⁵⁾。さらに、スタンフォード改訂版にいたって知能指数が導入されるにいたり、その区分がより精緻化されたことを評価した上で、「これ等の低能として区別されるやうな人々こそ普通の状態を以てしては社会的生活に不適合な状態にある」とするのである⁶⁶⁾。このような認識に基づいて「低能児教育」の必要性を主張するが、それは「一方に於て社会の負担を生むのであるけれども、一方から云へばこれ等の社会負担は、彼等の正当な教育を享受するの権利を奪つたものであつて、一つの重大な人道上の問題と云はなくてはならないのである」⁶⁷⁾という形で展開される。青木は、この「低能児教育」を実現する手がかりとして、アメリカ、ニュージャージー州ヴァインランド施設の施設長であった E. R. ジョンストンの「企画」を提示する。

「1. 低能児の鑑別

2. 将来見込みあるものに対する社会独立の訓練
3. 独立不可能なるものの隔離
4. 社会にある低能児並に社会に復帰したる低能児の監督、補導
5. 去勢の選択的实施」⁶⁸⁾

その上で、「低能児教育」の展開を以下のように構想するのであった。「まづ詳細な鑑別、診断によつて低能児の性質を明らかにして、これによつて将来通常の社会に於て生活し得るであらうと見られるものは、それに従つて教育の方法を樹立し、将来も尚社会より離れて生活しなくてはならぬと見られるもの——主として重痴以下の低能——はまた之に従つて教育の方針を定める。そしてやがて社会に復帰したものについては、その監督補導を怠らないで、社会生活に支障なからしめる事」⁶⁹⁾。

また医学博士であり、1927年に自ら三田谷治療教育院を開設した三田谷啓は、「治療教育学」

において、「治療教育学とは被教育能力を有する欠陥児童に対し教育的処置を行ひ、以て児童生活の改善を謀るにあり。而して治療教育学はこれに関して系統的に研究する学科なり」⁷⁰⁾と定義した上で、主に「精神薄弱（智力欠陥）」「精神低格（性格異常）」を対象とした特別な処遇の必要性を訴えている。これは、前出の青木にも見られた観点であるが、一方で「個人の生命を尊重し、個人の生命が最もよく用ひらるゝために何を学び何事をなすべきか」としつつも、他方で以下のような観点を示す。

「實際上異常児を専門的に早くより教養することは国家経済の上より観ても極めて重大のことである。この方法が十分行はれない国（日本もその一つ）では異常児が社会に対して種々の危険性を発揮し又社会の負担性を重からしめるため、或は警察費として、或は裁判所費、或は行路病者費、或は精神病者費等の名目の下に年々国家の負担するところとなる。そしてその総額は決して少額に止まらぬのである。故に文明国にあつては早期に於て斯種児童に治療教育を施し将来適當の生活法を得させるやうに努めて居るのである。これによつて個人の益するところの多きは申すまでもなく国家経済の負担を大いに節減することができるのである」⁷¹⁾。

つまり、「治療教育学」、あるいは「精神薄弱」、「精神低格」者に対する特別な処遇・配慮は、国家社会の負担を軽減すると同時に、個々人の生命を尊重することにもなるのである。この意味からは、「異常児童」が放置され、かれらに適した処遇や配慮を欠いた状態（「特殊教育」整備の遅れ）は、三田谷にとっては批判されるべき状態であった。「我国に未だ補助学級普及せず、補助学校なき現状は児童教育制度の大欠陥と謂ふべきである」⁷²⁾。この文章は、自ら「異常児童」と接していた三田谷の実感を表現したものであろう。

ここでは、青木および三田谷の論考を見てきたが、両者に共通するのは、社会防衛あるいは社会的効用という見地からと同時に、個々の障害児の権利の観点（少なくともその萌芽のようなものを見出すことはできる）からも障害児に対する教育あるいは保護の必要性が説かれていたことである。この点に関しては、少なくとも論者の意図という点では、前出の阿部文夫の露骨な優生学とは異なるといえる。しかし、前者の観点、つまり社会防衛・社会効用論を徹底すれば、青木がジョンストに仮託して示唆したように、隔離あるいは「去勢の選択的实施」までが視野に入ってくる。また、三田谷は直接的な表現はしていないものの、「精神低格の度重くして治療院に收容しがたい場合は矯正院とか感化院の如き機関を利用するのである」⁷³⁾として、その程度に応じて隔離の可能性を示唆している。この隔離や断種（去勢）といった処遇と個々の障害児の人権とはどのような形で両立しうるのか。あるいは、単に放置され、その結果、非行や犯罪を引き起こし、国家社会の負担となるよりは、隔離され、最悪の場合その「系統」を立つために断種をされたとしても、それこそがかれらにとって「生命を最もよく用ひ」ることなのだ、との説明も可能かもしれない。しかし、別の角度から見ると、この極端に異なるように見える観点の同居は、同じ論理の延長線上で説明が可能となる。検査あるいは診断で問題とされたのはある種の能力（あるいはそれを現象するための素質）であった。この能力は、知能

検査に正しく答えることができる、自己の行動が周囲に及ぼす影響を認識できる、社会に適応できるなどの「できる」という形で測定される。そしてこの「できる」ことを指定することは、必然的に「できない」存在を予測させる。なぜなら、誰にでも普遍的にできることであれば、測定する理由はないからである。言い換えれば、「できる」ことの測定とは、「できない」存在を前提として初めて可能になるということである。また一方で、測定は測定それ自体を目的として行われるのではなく、その測定された能力に応じた処遇や配慮を目的として行われるということはすでに述べたが、測定された能力が「標準」と比べて弱かったり少なかったりした場合、その弱いなりの、少ないなりの能力に配慮して様々な試みがなされることとなるであろう。しかし、それが「ない」と判定された場合にはどうなるのか。やはりその場合も、「ない」ことに対しての特別の処遇や配慮が行われざるを得ない。つまりその具体的な表現が、隔離であり断種なのである。

おわりに

本論では、民族衛生学会による優生学の主張およびその実践、また「特殊教育」、社会調査への知能検査導入の過程を概観し、それらの流れが教育界にどのように受容されたかを見てきた。ここで明らかになったのは、優生学を実践に移そうとする時、必然的に「優／劣」の判定・選別の過程を伴うが、この過程が優生学と教育のひとつの結節点であったということ、またその結節点に知能検査という「科学的」方法が用いられることで、被験者の外観あるいは症状を越えて、内面あるいは「能力」を検査の対象とすることを可能とし、その結果として個々の被験者の「生命を尊重」する、あるいは権利の主体としてとらえる条件を提供する道を開いたのと同時に、その「科学性」ゆえに検査結果が固定化され、排除に理由を与える可能性をも開いたということである。

冒頭に掲げた「国民化」のプロセスとしての優生学という問題意識から以上のことを見れば、遺伝学に加えて知能検査という「科学性」を優生学が獲得することによって、「外観から内面へ」という形で「国民」内部に存在した境界線が変更されたことを意味する。この境界線の変更により、「国民」としての規律化（あるいは再規律化）可能と判断された場合に対しては、特別の処遇や配慮を施し、同時に、規律化が不可能と判断された場合には、隔離や断種という特別な処遇が用意され、このことを通して、「国民」内部の最適化が意図されるに至るのである。そして、前者の規律化可能な場合に対してどのような処遇や配慮を与えるのかということが「特殊教育」の課題となるであろう。ここに、「国民化」のプロセスとしての優生学と教育の接近を見ることができるのである。

註

- 1) 桑原真木子「優生学と教育」『現代思想』3103、青土社、2003年11月。
- 2) 高木雅史『「大正デモクラシー」期における『優生論』の展開と教育』『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』36号、1989年、同「1920～30年代における優生学的能力観」『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』38号、1991年、同「戦前日本における優生思想の展開と能力観・教育観」『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』40号、1993年。

- 3) 前掲、高木雅史「戦前期日本における優生思想の展開と能力観・教育観」48-49頁。
- 4) 拙論「『女性の国民化』と婦選運動に関する覚書」『京都大学生涯教育学・図書館情報学研究紀要』1号、2002年、125頁。
- 5) 杉田敦『境界線の政治学』岩波書店、2005年、vi-vii頁。
- 6) 同前、28-32頁。
- 7) 国民国家形成にあたって、論理的には、「国民」の範囲が先立って決定されている必要があるが、しかしその範囲は不変ではない。この点については、小熊英二『単一民族神話の起源』新曜社、1995年、同『〈日本人〉の境界』新曜社、1998年、を参照。
- 8) 民族衛生学会の「断種法案」作成の過程については、松原洋子「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」日本科学史学会編『科学史研究』201号、1997年、を参照。
- 9) 「発会式並に記念講演会概況」『民族衛生』第1巻第1号、1931年3月23日、96頁
- 10) この学会が、優生学ではなく民族衛生学の語を用いる理由は以下の通り。「今日優生学なる言葉は、種々に濫用せられ、或は寧ろ悪用されてゐる傾があるので、わざと之を避け、ユーゼニックスと全く同意義に交換的に使用されてゐる独語のラッセン・ヒギニーネに因つて、民族衛生学会とした次第である。故に使用法に於いては、民族衛生学といふも、又優生学といふも、その内容においては全く同一なることを承知して頂き度い。」「日本民族衛生学会の創立」同前、95頁。なお、この点に関して、鈴木善次は、「一つにはドイツへの傾倒、一つには……池田林儀の優生運動との混同を避けるためであったのではないかと推測される」としている。鈴木『日本の優生学』三協出版、1983年、151頁。池田林儀の優生運動については、鈴木同書、藤野豊「解説 池田林儀と『優勢運動』」『『優勢運動』解説・総目次・索引』不二出版、1999年、藤野『日本ファシズムと優生思想』鴨川出版、1998年、を参照。
- 11) 「日本民族衛生学会設立趣意書」『民族衛生』第1巻第1号、97頁。
- 12) 同前、98頁。
- 13) 「巻頭言」(「潜」名義)同前、1頁。
- 14) 永井潜「民族衛生の使命」同前、2-3頁。
- 15) 同前、7頁。
- 16) 高澤淳夫「戦時下における人口問題研究会と人口問題研究所」戦時下日本社会研究会『戦時下の日本』行路社、1992年、104頁。
- 17) 同調査会は、首相の田中義一を会長として、「人口問題」「食糧問題」を審議するために設けられ、人口部と食糧部によって審議および答申の作成が進められた。同調査会人口部は、1927年から1930年までの間に6つの答申を審議・提出する。その過程については廣嶋清志「現代日本人口政策史小論」『人口問題研究』154号、厚生省人口問題研究所、1980年、および前掲、藤野『日本ファシズムと優生思想』、を参照。
- 18) 以下に要目のみを示す。人口食糧問題調査会「人口問題調査会人口部答申説明」158-159頁、『性と生殖の人権問題資料集成』第17巻、不二出版、2000年9月、272頁。
人口統制ニ関スル諸方策(略)
一 社会衛生ノ発達、国民保健ノ向上ヲ図リ特ニ結核防止ニ努ムルコト。
二 地方農村並ニ都市労働者居住地域等ニ於ケル衛生保健施設ニ特ニ力ヲ致スコト。
三 女子体育ノ奨励、女子栄養ノ改善ヲ図ルコト。
四 保健衛生上ノ見地ヨリ女子職業ニ関スル指導ヲ行フコト。
五 女子及幼少年者ノ労働保護並ニ幼年者酷使ノ防止ニ遺憾ナカラシムコト。
六 母性保護及児童保育ニ関スル一般的社会的施設ヲ促成スルコト。
七 結婚、出産、避妊ニ関スル医事上ノ相談ニ応ズル為メ適当ナル施設ヲ為スコト。
八 避妊ノ手段ニ供スル器具薬品等ノ頒布、販売、広告等ニ関スル不正行為ノ取締ヲ励行スルコト。
九 優生学的見地ヨリスル諸施設ニ関スル調査研究ヲ為スコト。
- 19) 同前、「人口問題調査会人口部答申説明」33-34頁。
- 20) 同前、41-44頁。

小川：優生学と教育の接近

- 21) 同前、41頁。
- 22) 同前、9頁。
- 23) 「『本会附属優生結婚相談所開始』『民族衛生』第2巻第6号、1933年7月5日、87-88頁。
- 24) 前掲、藤野『日本ファシズムと優生思想』173頁。
- 25) 「『本会附属結婚相談所事業の経過』『民族衛生』第3巻第1号、1933年9月15日、77頁。
- 26) 同前。
- 27) 池見猛「優生結婚相談所一ケ年報告」『民族衛生』第4巻第3・4号、1935年7月20日。
- 28) 「相談所」の性格上、相談の内容は何らかのかたちで結婚と関わるものと思われるが、「健康相談」目的等の相談もあるため、文章から判断できるもののみを挙げた。
- 29) 前掲、池見「優生結婚相談所一ケ年報告」127頁。
- 30) 同前、130頁。
- 31) 知能検査の日本への導入については、中村勝二「知能検査の導入と改訂」津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編『障害者教育史』川島書店、1985年、を参照。
- 32) 市川源三の優生学については、拙論「市川源三の優生学」『京大大学生涯教育学・図書館情報学研究』第2号、2003年、を参照。なお、本文中の市川についての記述は同論文によっている。
- 33) 市川源三「優生学」『入学・青春期・結婚・優生学・母の再教育 女性文化講話』明治図書1930年（市川源三『入学・青春期・結婚・優生学・母の再教育 女性文化講話』日本図書センター、1984年）、215-216頁。
- 34) 市川「少年少女の入学」『女性文化講話』31頁。
- 35) 同前。
- 36) 市川「優生学的考察」『教育時論』1392号、1924年2月、2頁。
- 37) 知能検査を用いて「知的障害」をより精緻に把握していく過程については、寺本晃久「『知的障害』概念の変遷」『現代社会理論研究』10号、2000年、を参照
- 38) 「特殊児童の保護教育に関する調査」文部省普通学務局、1921年。
- 39) 同前、1-2頁。
- 40) 三田谷啓「特殊児童ノ調査」『日本学校衛生』第6巻第7、8、9号、1918年。
- 41) 前掲、『特殊児童保護教育保護教育に関する調査』17頁。
- 42) 同前、19-20頁。
- 43) 東京（代用）児童研究所「精神薄弱に関する調査」1933年、社会福祉研究会『戦前日本社会事業資料集成』第7巻、勁草書房、1992年、373頁。傍点は原文による。
- 44) 同前、405頁。
- 45) 城戸幡太郎「終刊の辞」『教育科学 第二十冊付録』岩波書店、1933年。『教育科学』からの引用は、旧字体は新字体に改めてある。以下同様。
- 46) 佐藤広美『総力戦体制と教育科学』大月書店、1997年、31頁。
- 47) 阿部文夫「優生運動」『岩波講座 教育科学』第9冊、岩波書店、1932年、7頁。
- 48) 同前、31頁。
- 49) 「日本民族衛生学会成る」『優生学』第7年第10月号、1930年、3-4頁。
- 50) 前掲、阿部「優生運動」33頁。
- 51) 阿部文夫「遺伝及優生学」『教育科学』第10冊、1932年、27-32頁。
- 52) 同前、4頁。
- 53) 同前、29頁。
- 54) 同前、21頁。
- 55) 岡部彌太郎「教育測定学」『教育科学』第20冊、1933年、6頁。
- 56) 同前、3頁。
- 57) 同前、24頁。
- 58) 以下にいくつか例題を挙げておく。同前、24-41頁。

・知能

第四十問（十一歳児の検査の一）三語を一つの文章中に用ひしむること

- 材料— (1) 子供、ボール、川。
(2) 働、錢、人。
(3) 魚、河、海。

方法— 「私は今あなたに三つの言葉を言ひますから、あなたはその三つの言葉を皆使つて一つの短いお話しにしますのです」「三つとも皆一つのお話しの中に入れるのですよ」「今三つの言葉を言ひますよ」「子供、ボール、川」「さあ言つて御覧」
児童の答は言葉うつしに記録して置く。若し児童が与へられた三語だけで一文章を造るものと思ひ込んで当惑して居る様子が見えた時には次のように説明を与へる。
「三つの言葉を他の幾つかの言葉と組合して一つのお話しにしますのです。」

・修身或は道徳（4つの選択肢のうち、「正しい善い答え」1つに○を付ける：引用者）

一 ワタクシガ、アソンデキテ、ナゲタマリガ、オトナリノセイジヲ、ヤブリマシタ。

- (1) ニゲル。
(2) オトナリヘイツテアヤマル。
(3) シラナイフリヲスル。
(4) ナク。

十 忠義もいろいろなかたちではられますが、一番大切な心がけは一つです。

- (1) 君の為には、身命までも捧げる。
(2) 御真影を尊む。
(3) 国を富ますことを心がける。
(4) 忠勇なる軍人となる。

・算術（尋常小学校5、6学年用「算術応用問題」：引用者）

（二八）昭和四年は神武天皇即位紀元二五八九年で西暦一九二九年である。昭和十年は西暦何年か。答

（二九）電報料は十五字までは三十銭で其の上は五文字又は其の端数を増す毎に五銭増す、三十七字の電報を出すにはいくら電報料がいるか。答

- 59) 波多野完治「精神診断学」『教育科学』第20冊、3-4頁。
60) 同前、4頁。
61) 同前、16頁。
62) 同前、19頁。
63) 同前、24頁。
64) 同前、32頁。
65) 青木誠四郎「低能児及び低能児教育」『教育科学』第20冊、4頁。
66) 同前、5頁。
67) 同前、30-31頁。
68) 同前、31頁。
69) 同前、32頁。
70) 三田谷啓「治療教育学」『教育科学』第5冊、3頁。
71) 同前、12頁。
72) 同前、27頁。
73) 同前、28頁。